

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : ITO Hironobu Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 16
- (3) Nature and quantity of the products to be required : Harbor airport disaster prevention network of information renewal duties, 1 set
- (4) Fulfillment period : 31 January 2022
- (5) Fulfillment place : Port and Airport Department of Kinki Regional Development Bureau, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, Hyogo, Japan and 4 other offices
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
  - ① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
  - ② have Grade A, B or C of “manufacturing” in the Kinki district, in terms of the qualification for participating in tender by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019/2020/2021
  - ③ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
  - ④ acquire the electric certificate in case of using the Electric Procurement system <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>
- (7) Time-limit for tender : 16:00 18 June 2021
- (8) Contact point for the notice : YAMA-NAKA Hiroshi Accounting and Procurement Division, General Affairs Department,

Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650—0024, Japan TEL 078—391—7576

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月8日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長 村山 一弥

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 40

○第1号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 17
  - (2) 調達件名及び数量
    - ① 排水ポンプ車 (30m<sup>3</sup>) 1台交換購入
    - ② 路面清掃車 (ブラシ式・降灰対応型) 1台交換購入
    - ③ トンネル清掃車 1台交換購入
    - ④ 散水車 (ブラウ付き) 1台交換購入
    - ⑤ 排水管清掃車 (水循環式) 1台交換購入
    - ⑥ 凍結防止散布車 (ブラウ付き) 2台購入
    - ⑦ 待機支援車 (4床式) 1台交換購入
  - (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 納入期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日まで
  - (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - (6) 入札方法 落札決定に当たっては、調達件名⑥について購入物品と自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料及び消費税額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載することとし、車両本体に係る消費税及び地方消費税額、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料と同様にリサイクル料金等については、「資金管理料金」(消費税及び地方消費税額を含む)と「再資源化等預託金及び情報管理預託金」(不課税)に区分し、入札書に内書きで記載すること。
- 調達件名①、②、③、④、⑤、⑦について国が交換に供する物品との交換契約とするので、購入物品と国が交換に供する物品との差額金額 (自動車重量税、自動車損害賠償責任

保険料及び消費税額を含む)にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載することとし、車両本体に係る消費税及び地方消費税額、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料と同様にリサイクル料金等については、「資金管理料金」(消費税及び地方消費税額を含む)と「再資源化等預託金及び情報管理預託金」(不課税)に区分し、入札書に内書きで記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和1・2・3年度の一般競争 (指名競争) 参加資格 (全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。  
一般競争 (指名競争) 参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者 (競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。)であること。
- (4) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出していないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。  
ア) 子会社等 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ) において同じ。)と親会社等 (同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ) において同じ。)の関係にある場合

イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

- ② 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア) については、会社等 (会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) 第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法 (平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法 (平成14年法律第154号) 第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。  
ア) 一方の会社の役員 (株式会社の取締役 (指名委員会等設置会社にあたっては執行役)、持分会社 (合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。))の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 (以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合  
ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (9) 入札説明書に定める納入実績があることを証明した者であること。
- (10) 入札説明書に示す当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。